

空き家利活用に係る総合相談窓口を設置

市は、平成 26（2014）年度から本格的に空き家対策に取り組み、令和 4（2022）年度からは専門家によるセミナーなどを開催しながら、空き家対策を進めてきました。今回、一層深刻化する空き家問題に対応するため、民間の活力を生かした新たな空き家対策に取り組みます。空き家に対する相談と利活用の強化を目的とした、空家法に基づく市の補完的な役割を担う法人を指定し、総合相談窓口を担っていただきます。

この窓口では、空き家の所有者・管理者だけでなく空き家の利活用を検討する方からの相談も受け付け、所有者・管理者とのマッチングも行います。市内の空き家を所有・管理している方、利活用を考えている方は、ぜひ総合相談窓口をご活用ください。

1 相談できる対象の方および内容

(1) 対 象

- ・ 空き家の所有者・管理者など空き家を手放したい方
- ・ 空き家を探している方（移住・定住を検討している方を含む）

(2) 内 容

- ・ 売買や賃貸を含む空き家バンクの利用
- ・ 空き家の利活用（リフォーム、リノベーションを含む）
- ・ 関連事業者とのマッチング

2 総合相談窓口となる法人（空家等管理活用支援法人）

特定非営利活動法人 aisa

- ・ 所在地：柏崎市西本町三丁目 2 番 8 号
かしわざき市民活動センターまちから
- ・ 電話番号：0257-21-5910
- ・ メール：akiya@npo-aisa.com



3 その他

総合相談窓口となる法人は、市が行う空き家対策の補完的な役割を担う者であり「空家等対策の推進等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）」第 23 条に基づき柏崎市長が指定した「空家等管理活用支援法人」です。